

平成24年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧（追加提出分）

合計1件（条例議案1件）

条例議案

議案第87号 さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課）

3年ごとの介護保険料の見直しに伴い、保険料率の改定その他所要の改正を行うもの。

（内容）

1 保険料率の改定

- 平成24年度から平成26年度までの保険料率について、合計所得金額が500万円以上の者に係る区分を細分化するとともに、額の改定を行うもの。

区 分	改定前		改定後
	本来の 保険料率	軽減後の 保険料率	
老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	21,443円	21,146円	29,280円
市町村民税世帯非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下）	26,685円	26,316円	29,280円
市町村民税世帯非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が80万円超）	30,974円	30,545円	38,064円
市町村民税本人非課税者	47,652円	46,992円	58,559円
合計所得金額125万円未満の者	52,417円	51,691円	64,415円
合計所得金額125万円以上200万円未満の者	61,948円	61,090円	76,127円
合計所得金額200万円以上350万円未満の者	73,861円	72,838円	90,767円
合計所得金額350万円以上500万円未満の者	76,243円	75,187円	99,551円
合計所得金額500万円以上700万円未満の者			114,191円
合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者	85,774円	84,586円	122,974円
合計所得金額1,000万円以上の者			131,758円

2 保険料率の特例

- 負担能力に応じた保険料賦課の観点から、本則で定める区分を更に所得に応じて細分化し、保険料率を軽減する特例を設けるもの。

区 分	改定前		改定後
	本来の 保険料率	軽減後の 保険料率	
市町村民税世帯非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下）	-	-	35,136円
市町村民税本人非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下）	40,504円	39,943円	49,776円

（施行期日） 平成24年4月1日